

審査基準

C-a-8

令和4年11月4日作成

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第77条第1項
処分の概要： 道路の使用の許可
原権者(委任先)： 警察署長（高速道路交通警察隊長）
法令の定め： 道路交通法第77条第2項（許可要件）、第3項（条件の付加） 道路交通法第78条（許可の手続） 道路交通法施行規則第10条（道路使用許可証の様式等） 愛知県道路交通法施行細則第9条（道路の使用の許可）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 別紙のとおり
申請先： 当該道路を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先： <ul style="list-style-type: none">・ 当該道路を管轄する警察署の交通課・ 愛知県警察本部高速道路交通警察隊 電話 (052) 701-0110・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5196
備考：